

受講者
募集中!

受講無料
定員 20 名(先着順)

「創業」の進め方を体系的・実践的に学ぶための「泉南創業アカデミー」を開催します。創業までの具体的な流れや、創業時に最も苦勞する集客や販路開拓など、創業について「1」から学び、創業前に感じる悩みや不安を解決してみませんか？

「創業したいけど、何から始めるべきかわからない」「自分の力を試したいけど、通用するか不安」と考えている方や、創業・企業にチャレンジしたい方はぜひご参加ください。

令和7年度 — 夢への挑戦 —

泉南創業アカデミー

～ 経営者への第一歩はここから始まる～

(創業塾)

令和7年8月3日・17日

2日間 各日曜日 各日とも9:00～16:00
各日昼休憩1時間(弁当・お茶付き)

お申込みは
こちらから!



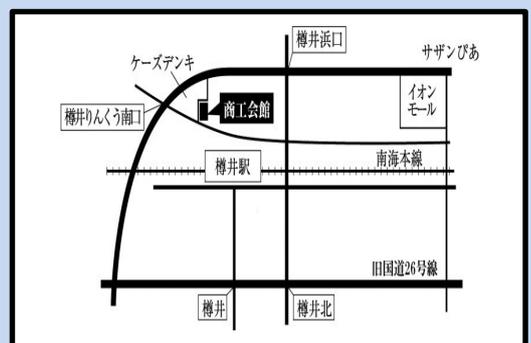
会場	泉南市商工会館 会議室 (泉南市りんくう南浜 2-5)		
参加対象	起業・創業を目指す方 ※すでに創業された方も受講できます。	内容	創業に必要な「経営・販路開拓・財務・人材育成」の4つの分野が習得できます。(詳細は裏面参照)
●主催 泉南市商工会 ●共催 泉南市/公益財団法人 大阪産業局 (大阪府よろず支援拠点) ●協力 日本政策金融公庫泉佐野支店/池田泉州銀行/大阪信用金庫/紀陽銀行			

< 申込方法 >

受講をご希望の方は7月30日(水)までに上記QRコードよりお申込みください。

お申し込み
お問合せ先

泉南市商工会



<講師紹介> 大阪府よろず支援拠点コーディネーター

～大阪府よろず支援拠点について～

泉南市商工会などの支援機関と連携し、経営に関するあらゆるご相談に応えるため、中小企業・小規模事業者のために国が設置した無料の経営相談所です。

多様な分野に精通した専門家が親身にあなたの声を聞き、本質的な課題を明確にして適切な解決策を提案します。

コーディネーター
中小企業診断士
友武 篤志氏



サブチーフコーディネーター
中小企業診断士
中辻 一浩氏



コーディネーター
中小企業診断士
忽那 哲也氏



泉南市では商工業振興条例に基づき、泉南市商工会などの関連機関と連携して創業支援に取り組んでおり、商工会や金融機関等との連携による「創業支援ネットワーク」を構築することで、各種情報提供や専門的な相談への対応などの支援を行うとともに、創業希望者に対してきめ細かなサポートを行います。

市及び創業支援機関が実施する「特定創業支援等事業」による支援を受けた方は、株式会社設立時の登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡充などの支援を受けることができます。

日程		項目	講義内容	講師	
第1回 8月3日 (日)	経営	9:00～	創業を成功に導く心構え	創業時に知っておきたい創業準備で心掛けることをお伝え	大阪府よろず支援拠点 コーディネーター
		9:20～	ビジネスプラン(創業計画)の立案①	事業のプランを作成する上でのポイントを解説	
		10:40～	ビジネスプラン(創業計画)の立案②	自社の強み・特徴を分析し事業を企画作成したプランをより具体的に検証し解説	
	販路開拓	13:00～	マーケティング・販売促進①	マーケティングの基礎知識や売れる仕組みづくりを解説	大阪府よろず支援拠点 コーディネーター
		14:00～	マーケティング・販売促進②	創業時の販路開拓に役立つツールやSNSの活用方法を解説	
第2回 8月17日 (日)	財務	9:00～	開業手続き・税務・会計の知識	設立後の経理会計業務を設立後の流れごとに整理して解説	大阪府よろず支援拠点 コーディネーター
		10:00～	資金調達・融資について	銀行が融資決定の際にチェックするポイント等をわかり易く解説	日本政策金融公庫
		10:30～	地域金融機関の創業融資について	地域の金融機関の創業支援や情報を紹介	各金融機関
		11:00～	補助金の活用	小規模事業者持続化補助金など、事業を進める上で押さえておきたい補助金を説明	大阪府よろず支援拠点 コーディネーター
	人材育成	13:00～	労務管理・採用の知識	経営者として知っておくべき人材採用・育成・定着や労務管理についての基礎知識を解説	大阪府よろず支援拠点 コーディネーター
		14:30～	創業支援施策について	創業にかかる泉南市の支援制度、商工会の創業支援を説明	泉南市担当者 商工会担当者
		15:00～	ビジネスプランの発表について	参加者の創業プランや今後の起業に向けた意気込み、創業塾に参加しての感想などを発表	大阪府よろず支援拠点 コーディネーター

※カリキュラムは全講座の受講が必須です。全講座受講した方のみ修了認定証をお渡しいたします。

※カリキュラムの内容・時間などが変更になる場合がございます。予めご了承ください。

※各優遇措置は「認定証明書」の交付により対象となりますが、全ての適用を保証するものではありません。